

別紙7

鳥取スタイルP P Aによる県有施設への太陽光発電設備整備運営等事業に係る
電力供給契約書（案）

鳥取県＜又は、指定管理者名＞（以下「甲」という。）と●●●●●株式会社（以下「乙」という。）は、次の条項により、乙から甲への電力供給に係る契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が設置した太陽光発電設備と電力供給に必要な付帯設備（以下「本発電設備」という。）において発電した電力を、甲で使用する電力の需要に応じて、供給することを目的とする。甲は乙より供給された電力の対価を乙に支払うものとする。

（前提）

第2条 甲及び乙は、本契約の履行にあたり、令和●●年●●月●●日付けで鳥取県知事と乙が締結した鳥取スタイルP P Aによる県有施設への太陽光発電設備整備運営等事業の実施に関する協定書（以下「協定書」という。）の内容を遵守しなければならない。

（事業内容）

第3条 この事業の内容は、次のとおりとする。

（1）設備設置施設（以下「施設」という。）

名称	鳥取県●●●●●
所在地	●●市●●●●
建物名	●●●●●
設置場所	屋根上

（2）本発電設備

発電出力	●●kW
電気方式	三相3線式
周波数	60Hz
モジュール	（メーカー名）●●W×●●枚＝●●kW
パワーコンディショナ	（メーカー名）三相パワコン●●kW×●台＝●●kW
遠隔監視装置	（メーカー名）名称、型式等 ●台
専用保護継電器	（メーカー名）名称、型式等 ●台
電力量計	（メーカー名）名称、型式等 ●台
置き基礎架台	（メーカー名）名称、型式等 ●台

（3）電力供給開始日

令和8年4月1日＜※前倒しの可能性あり＞

（4）契約期間

本契約締結日から令和9年3月31日＜※前倒しの場合は令和8年3月31日＞までとし、契約期間満了までに甲、乙いずれからも本契約を更新しない旨の意思表示がない場合は、本契約は契約期間満了日の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。ただし、更新可能期間は電力供給開始日から20年間とする。また、次年度以降において、甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、この契約は終了する。なお、甲が県の指定管理者制度により指定された者である場合は、当該管理期間内において、本契約が自動更新されるものとする。

＜※本契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約に該当するため、単年契約の自動更新とする。＞

（5）電気料金単価

●●. ●●円/kWh（税抜）

（6）補助金の還元方法及び還元額

鳥取スタイルP P Aによる太陽光発電設備設置促進事業補助金（以下「補助金」という。）の還元については、補助金額を電気料金の請求回数に合わせて分割した定額を毎月の電気料金の請求額から差し引きして還元することとする。ただし、還元額に請求回数を乗じた金額が補助金額に満たない場合は、最終回の電気料金の請求で相殺する。

また、電気料金が還元額に満たない場合は、当月の還元額の不足額のみを翌月の請求に繰り越し、併せて

差し引きすることとする。

補助金額	●, ●●●, ●●●●円
毎月の還元額	●●, ●●●●円 (●●, ●●●●円×239ヵ月+最終月●●, ●●●●円=●, ●●●●, ●●●●円)

- (7) この契約に規定する請求、通知、通告、申出、同意及び解除は、書面によりこれを行う。
- (8) 本契約によって得られる環境価値のうち、甲に供給を行った電力量に紐付く環境価値については、甲に帰属させるものとする。

(電力供給)

- 第4条 乙は、本発電設備を用いて発電した電力を施設へ供給する。
- 2 乙は施設への電力供給の安定に努めなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、乙は電力供給の停止又は利用制限を行うことができるものとするが、できる限り迅速に復旧するよう努めること。
- (1) 本発電設備に故障が生じたか、生じる恐れがある場合
- (2) その他乙が保安上問題があると認めた場合
- (3) 本発電設備について、電気主任技術者が作成する保安規程に基づき保安上の必要がある場合
- (4) 本発電設備又は一般送配電事業者の電気設備に関する点検又は修理のため必要がある場合
- 3 乙の都合により電力供給量が著しく減少し、又は電力供給が行われないこととなった場合は、乙は、これによって甲が受けた損害について賠償の責任を負う。なお、天候不良や経年劣化、その他不可抗力による場合はこの限りではない。
- 4 甲の責により電力供給量が著しく減少し、又は電力供給が行われないこととなった場合における、乙が受けた損害に対する賠償については、甲乙協議の上、決定する。

(料金の算定)

- 第5条 本発電設備から施設に供給されて甲が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）の単位は1 kWhとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。
- 2 乙は、電気料金の検針日において、前回の検針日から当該検針日の前日（契約期間終了後の請求においては契約期間の最終日）までの間の使用電力量を算定し、これに第3条第1項第5号の電気料金単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税の額を加算して、甲が乙に支払う料金（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を算出する。
- 電気料金 = 電気料金単価（円／kWh）× 使用電力量（kWh）+ 消費税及び地方消費税の額
- 3 検針日は毎月設定し、乙は算出された電気料金から、第3条第1項第6号に定める補助金還元額を差し引いた金額について、甲に請求書を交付し請求する。

(料金の支払等)

- 第6条 甲は、乙から前条の規定により請求書を受領し、内容を確認の上異議がないと認めるときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に乙が指定する口座に料金を支払わなければならない。
- 2 甲が前項の支払期日までに料金を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとし、その遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した金額とする。また、その端数計算については同条第2項の規定による。

(本発電設備の管理)

- 第7条 乙は、本発電設備を正常に運用できるよう、定期点検等の保守及び保全の一切を行い、本発電設備が故障した場合、本発電設備を正常な状態に回復させるものとする。乙は、本発電設備の保守及び保全のため、甲の事前の承諾を得て、必要な範囲で甲の敷地及び建物に立ち入ることができるものとする。本発電設備に関する保守、保全及び補修に関する費用は、乙が負担するものとする。
- 2 乙は、乙の負担により本発電設備の維持管理を行い、点検及び調整等により常に安全な状態で電力の供給を行うとともに、善良なる管理者として物件を使用し、甲の業務に支障を生じさせないものとする。
- 3 甲は、乙による本発電設備の点検及び調整等に協力するものとする。甲は、本発電設備に異常を発見した場合は、直ちに乙に連絡するものとする。
- 4 本発電設備が故障した場合は、乙は直ちにこれを修理し、本発電設備が故障する前の状態に回復させなければならない。その際に発生する費用は、乙が負担する。

- 5 本発電設備の故障が、甲の故意又は過失を原因とする場合は、修繕に要する費用は甲の負担とする。また乙又は乙が委任する者の故意又は過失を原因とする場合は、乙の負担とする。
- 6 甲が委託している施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努めること。

(保守等の代行実施)

第8条 乙が実施する本発電設備管理のうち、その点検、調整及び修理については、乙は乙の指定する者に委任し、又は請け負わせて行うことができる。

- 2 乙以外の者に本発電設備の点検等を行わせる場合は、緊急に修理を行う場合を除き、乙はあらかじめ甲に次の事項を通知し、その承諾を得なければならない。ただし、本事業に係る提案書に記載された実施体制と相違なければ当該通知及び承諾は不要とする。

(1) 委任し、又は請け負わせる内容

(2) 委任し、又は請け負わせる相手

(本発電設備の一時撤去に係る取決め)

第9条 施設の屋根の防水工事や補修工事により本発電設備が支障となる場合は、乙は発電を停止し、乙の負担で本発電設備を一時的に移設する等必要な対応をとること。なお、設備の移設に伴う費用負担については、協定書の有効期間のうち、1回目は、乙がこれを負担するものとし、2回目以降は甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 対象施設の電気点検などで本発電設備の発電を一時的に停止する必要がある場合は、乙の負担で対応すること。

- 3 前二項により発電を停止した期間が1か月以上にわたる場合は、第3条第1項第4号の契約期間の変更について、甲乙協議の上、決定するものとする。

(本発電設備の消費電力に係る費用)

第10条 本発電設備が消費する電力に係る費用は、甲の負担とする。

(本発電設備等損傷への対応)

第11条 乙は、契約期間中、本発電設備の設置、運営又は保守の工事、自然災害その他の事態に起因する本発電設備の損傷等又は甲若しくは第三者への損害賠償に備え、必要十分な保険へ加入するものとし、当該保険証券の写しを甲に提出するものとする。

- 2 契約期間中に、施設に雨漏り等が生じた場合には、乙は原因究明に協力するものとする。雨漏り等が乙による本発電設備設置に起因する場合には、乙の負担により速やかに修復すること。

- 3 天災地変など甲乙どちらの責にも帰することができない事由により本契約の履行が不能若しくは一部不能になった場合は、甲乙協議の上、解決する。

(禁止事項)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならず、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

(1) 施設の現状を変更すること。

(2) 施設の上に本発電設備以外の物を設置すること。

(3) 施設において、甲に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。

(4) 施設を甲及び乙の活動目的以外の用途に使用し、又は、施設を公序良俗に反し若しくは甲が不適当と認める目的に使用すること。

- 2 甲は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。ただし、事前に乙の書面等による承諾を受けた場合は、この限りではない。

(1) 本発電設備に対して影となる障害物を設置する等、乙による太陽光発電事業の売電量減につながる行為が想定される行為を行うこと。

(2) 本発電設備に第三者を立ち入らせること。

(契約の解除等)

第13条 甲及び乙は、以下各号の事由のいずれかに該当する場合、誠実な協議を経た上で、本契約を解除することができる。

(1) 暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤及び地震その他の自然災害、戦争、内乱、暴動及び破壊活動等の政治的・社会的事象、土壌汚染、地下埋設物又は近隣住民の反対活動等の人為的事象、並びに法令等の変更等の不可抗力により、本契約の実施が著しく困難となった場合

(2) その他客観的に契約の実施が不可能と判断される合理的理由が認められる場合

2 甲は、次に掲げる事由のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約、行政財産使用許可の条件又は関係法令等に違反する行為があった場合

(2) 乙が当初の提案内容に反するなど、本事業の目的から逸脱している場合

(3) 甲及び乙の信頼関係が失われた場合など、本契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合

(4) 公正取引委員会が、乙に違反があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が同条第7項の規定により確定したとき、又は同法第65条から第67条までの規定による審決（同法第66条第3項の規定による原処分を全部を取り消す場合の審決及び同法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。（同法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）

(5) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同条第5項の規定により確定したとき。

(6) 乙が、公正取引委員会が乙に違反があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(7) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

(8) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下、この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(9) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、この項において同じ。）又は暴力団員が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(10) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(11) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(12) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難をされるべき関係を有すると認められるとき。

(13) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第8号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(14) 乙が第8号から第12号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合。

3 鳥取県の方針に基づき、地方機関の統廃合等を原因として本発電設備を廃止せざるを得ない場合、又は、施設の移譲や売却などにより甲の地位を喪失する場合などにより本発電設備の電力供給を停止せざるを得ない事由が生じ、乙が本契約を継続できないと判断した場合は、乙は書面による通知をもって本契約を解除できるものとする。

（秘密の保持等）

第14条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後（解除を含む。）に関わらずこの契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

（関係法令の遵守）

第15条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(契約保証金)

第17条 この契約に係る乙の契約保証金は、これを免除する。

(専属的合意管轄裁判所)

第18条 この契約に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(契約内容の変更)

第19条 甲と乙は、必要があると認めたときは協議の上、甲及び乙での書面による合意によって本契約内容の一部を変更することができる。

2 甲と乙は、本契約の締結時点で甲及び乙が予測できない物価その他の経済事情の著しい変動が生じた場合、又は、本契約に適用される法令等の改廃その他の社会事情の著しい変化が生じた場合には、本契約の変更等について、甲と乙は誠実に協議するものとする。

(契約外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和●●年●●月●●日

甲 ●●市●●●●
鳥取県
鳥取県●●●●●●●●
●● ●● ●●
<又は、指定管理者名>

乙 ●●市●●●●
●●●●●●株式会社
代表取締役 ●● ●●